

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2080号)

令和元年6月20日

横情審答申第2080号

令和元年6月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年12月13日健こ第907号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察について（特定個人A）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察について（特定個人A）」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察について（特定個人A）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年9月4日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、審査請求人本人の情報ではなく、審査請求人が横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）では、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に本人開示請求者（以下「請求者」という。）本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるとされている。
- (2) 先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報等実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報を例示している。もっとも、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであるから、

開示請求に当たっては、死者の個人情報と同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があつて初めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることのないように取り扱う必要があるとも述べられている。

- (3) 本件保有個人情報は、請求者以外の死者の「措置入院のための移送に関する事前調査票」（以下「事前調査票」という。）や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書」（以下「通報受理書」という。）であり、上記①から④までに例示されているような情報であるとは認められない。

審査請求人は、上記③又は④に該当し、本件保有個人情報に係る本人開示請求権を有する旨主張しているが、審査請求人が提出した本件本人開示請求に係る開示請求書及び審査請求書には、上記③又は④に該当すると認められるような資料の提出はなかった。

- (4) したがって、本件保有個人情報は、条例第20条第1項に規定する自己を本人とする保有個人情報ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる場合にも該当しないことから、審査請求人は条例第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件本人開示請求において請求したのは、特定年月日に特定警察署の警察官が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき実施機関に通報した事案（以下「本件通報」という。）に係る全ての書類（時間外命令簿、出張命令書等を除く。）であり、事前調査票及び通報受理書に限定していない。
- (3) 本件処分の個人情報非開示決定通知書には、横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引（以下「手引」という。）の条例第20条運用欄(3)ただし書の適用の有無及び上記①から④までに例示する情報の該当の有無が記載されていない。条例第28条の規定に抵触するため、当該個人情報非開示決定通知書の撤回を求める。
- (4) 法第27条の規定による診察に係る事務は公権力の行使であるため、主治医の診断及び警察官の所見を無視し、審査請求人の亡子である特定個人Aについて精神保健

指定医（以下「指定医」という。）に診察させるまでもないとした行政処分（以下「本件診察不実施」という。）の理由は、開示請求を待たずとも、本来開示されるべきものである。

- (5) 横浜市こころの健康相談センター長は、本件診察不実施の理由を示さないばかりか隠ぺいするため、審査請求人が開示請求書（横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）第1号様式）に必要事項を記入し、提出しようとしたところ、戸塚区総務部区政推進課の職員を経由して、個人情報本人開示請求書（横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市規則第46号）第1号様式）に指示どおり記入するよう誘導した。実施機関は、本件診察不実施に係る情報の全部を開示し、真実を明らかにする責任がある。
- (6) 審査請求人は、特定個人Aの他害対象者であり、警察からの引取人でもある。併せて法第28条に規定する「現に本人の保護の任に当たっている者」にも該当し、特定個人Aの死亡に係る慰謝料請求権等を有している。
- (7) 別の本人開示請求において、通報受理書の一部を審査請求人に開示したにもかかわらず、上記①から④までに例示されているような情報であるとは認められないとして非開示とした実施機関の弁明は、認容できない。
- (8) 死者の個人情報を扱うのであれば、開示請求ができる情報の種類、開示請求ができる者の資格要件及び必要な添付資料を条例に規定する必要があるが、具体的な添付資料名や開示請求ができる者の資格要件を明示せず行政の裁量に任せる旨の先例答申は公平・公正な答申であるとは言いがたく、先例答申に基づく非開示理由は認容できない。

5 審査会の判断

(1) 措置診察に係る事務について

法第27条では、法第23条の規定に基づく警察官の通報（以下「法第23条通報」という。）等があった者について、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長。以下同じ。）は、調査の上必要があると認めるときは、指定医による診察（以下「措置診察」という。）をさせなければならないこととされている。横浜市では、措置診察の実施の要否を判断するための調査においては、法第23条通報等があった者の氏名、住所、性別、生年月日のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす

(以下「自傷他害」という。)おそれについて調査し、事前調査票及び通報受理書を作成し、措置診察の実施の要否を決定する決裁を経ている。

都道府県知事は、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自傷他害のおそれがあると認めるときは、法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、特定個人Aの措置診察についての起案文書（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察について」（平成29年3月7日健こ第2853号））であり、起案表紙に事前調査票、通報受理書及び診療情報提供書が添付されている。

起案表紙には本件通報があった特定個人Aの措置診察に係る処理案、理由等が、事前調査票には特定個人A及び現に保護の任に当たっている者等の氏名、性別、生年月日、住所、調査年月日、調査時の状況等が、通報受理書には本件通報の受信日時、受信者、通報者のほか特定個人A及び現に保護の任に当たっている者等の氏名、性別、生年月日、住所、現在の保護場所、保護日時、特定個人Aの家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等が、診療情報提供書には照会した医療機関による診断名、病状等が記載されている。

なお、本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書の添付書類により、特定個人Aは、審査請求人の成年の子であり、本件本人開示請求時において、既に死亡していることが確認できる。

実施機関は、これらの情報のうち、現に保護の任に当たっている者等の氏名等を除く部分を特定個人Aの個人情報として特定した上で、条例第20条第1項に規定する自己を本人とする保有個人情報ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる場合にも該当しないとして、非開示としている。

(3) 本人開示請求権について

ア 条例第20条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。手引によれば、「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、原則として、死者の個人情報については、本人開示請求の対象とならず、死者の

個人情報の本人開示請求を他者が行うことは認められない。

イ 本件本人開示請求は、死者である特定個人Aの個人情報について、特定個人Aの父親である審査請求人が開示を求めたものである。

死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方は、先例答申において示されており、その基本的な考え方は、次のとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

さらに、先例答申は、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があつて初めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることはないように取り扱う必要があるとしている。

死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権についての上記の考え方は、現時点においても基本的に妥当であり、先例答申の考え方を変更すべき特段の事情の変化は認められない。

ウ 当審査会が審査請求人から提出された資料を見分したところ、特定個人Aの個人情報が同時に審査請求人本人の個人情報であると認めるべき資料は見当たらない。

かった。また、本件保有個人情報の内容は、特定個人Aについて措置診察の実施の要否の判断に関する事務の執行に係る専門的・客観的情報であり、遺伝子情報や相続財産のように他者と共有し、又は他者に帰属する余地があるものではなく、本件保有個人情報の内容から当該事務の執行が特定個人Aの死亡の原因となったなどの事情を確認することもできない。したがって、本件保有個人情報は、上記①及び②の例示はもとより③及び④の例示にも該当する情報であるとは認められず、本件保有個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。

エ さらに、本件本人開示請求は、父親が成年の亡子の情報を請求したものであり、審査請求人から提出された資料からは、審査請求人が特定個人Aの成年後見人であったなどの事情もうかがわれぬ。審査請求人は、特定個人Aの警察からの引取人であり、及び法第28条に規定する「現に本人の保護の任に当たっている者」に該当する旨主張するが、本件保有個人情報は、未成年者である自分の子に関する情報などのように社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報であるとまではいえない。

オ なお、手引の条例第20条運用欄において、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、「他の制度において、遺族等に開示することが適当であるとされている情報」を挙げているが、本件保有個人情報は、そのような情報には該当しない。

カ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

キ したがって、本件保有個人情報は、審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象となる個人情報であるとは認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求について、審査請求人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年12月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年12月19日 (第310回第一部会) 平成29年12月21日 (第225回第三部会) 平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・諮問の報告
平成30年2月6日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成31年1月24日 (第243回第三部会)	・審議
平成31年2月21日 (第244回第三部会)	・審議
平成31年3月14日 (第245回第三部会)	・審議
平成31年4月15日 (第246回第三部会)	・審議
令和元年5月23日 (第247回第三部会)	・審議